

**訪問介護・第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）
重要事項説明書**

1. 事業所の概要

- 1) 事業所名 医療法人横浜博萌会
ケア・フレンズ横浜
- 2) 所在地 〒245-0062
横浜市戸塚区汲沢町60-9
電話 045-865-1707
- 3) 管理者 藤井 恵子
- 4) 事業所指定番号 1471001980
- 5) サービス提供地域 横浜市（戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区）
- 6) 併設しているサービス 福祉用具貸与、特定福祉用具販売
訪問看護、訪問看護ステーション
通所リハビリテーション（デイケア）
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導、居宅介護支援（相談・計画）

2. 法人の概要

- 1) 名称 医療法人 横浜博萌会
- 2) 代表者 理事長 三瓶 建二
- 3) 所在地 横浜市戸塚区汲沢町56番地
電話 045-871-8855
- 4) 事業概要 昭和63年9月 現在地に「西横浜国際総合病院」開設
平成20年6月 ケア・フレンズ横浜 開設

3. 営業日および営業時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	営業時間	午前 8 : 30 から 午後 5 : 00
	休	○	○	○	○	○	○	○		

定休日：日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）は原則休みとなります。

4. 事業所の職員体制

職	職員数	職務内容
管理者	常勤 1名	管理業務を一元的に行います。
サービス提供責任者	介護福祉士 常勤 1名	サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成を行います。
訪問介護員	介護福祉士 常勤 1名 初任者研修修了 非常勤 2名	訪問介護員等は指定訪問介護等に準じたサービスの提供に当たります。サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。
事務員	常勤 1名	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

5. 事業の目的及び運営方針

事業の内容	訪問介護・第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）
事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者もしくは事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

6. 提供するサービスの内容

訪問介護サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の援助を行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

種類	提供できるサービスの内容
訪問介護計画等の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）を作成します。
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助、または日常生活動作能力や意欲の向上のために共に行う自立支援のためのサービス、その他専門的知識・技術を持った援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助等
生活支援	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理等
通院等乗降介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。 ※移送に係る運賃は別途必要になります。 ※要支援の方は対象外です。

7. 訪問介護計画等の提出

本事業所は、訪問介護計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）を作成した際には、当該訪問介護計画等を利用者及び利用者に係る介護支援員に交付します。

8. サービス提供責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってのご相談、お問合せ、ご要望等については「サービス提供責任者」にお気軽にご連絡ください。

氏名： 森田 由佳理

9. 利用者負担

- 1) 利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額をいただきます。
費用の1割～3割が利用者の負担です。介護保険改定時は変更になります。
- 2) 「ケーシーエス・介護利用料口座振替サービス」を利用し、毎月月末締めとし、翌月27日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。
- 3) 訪問介護（要介護1～5の方） 利用料金の目安

訪問介護サービスの種類	内容・標準的な手順	基本サービス費	特定事業所加算Ⅰ	所定単位数目安 (利用者負担目安)		
				×横浜市地域区分単価 11.12		
				1割	2割	3割
身体介護	①20分未満(身体0)	163単位	33単位	218円	436円	654円
	②20分以上30分未満(身体1)	244単位	49単位	326円	651円	977円
	③30分以上60分未満(身体2)	387単位	77単位	515円	1,031円	1,547円
	④60分以上90分未満(身体3)	567単位	113単位	756円	1,512円	2,268円
	以降30分毎の増額	82単位	16単位	+108円	+217円	+326円
生活援助	⑤20分以上～45分未満(生活2)	179単位	36単位	239円	478円	717円
	⑥45分以上(生活3)	220単位	44単位	293円	587円	880円
通院等乗降介助	1回につき	97単位	19単位	128円	257円	386円

4) 横浜市訪問介護相当サービス（要支援1～2、事業対象者の方）利用料金の目安

利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。その有する能力を最大限活用することができるような方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。

サービス内容	対象	回数等	単位	所定単位数目安 (利用者負担目安)		
				×横浜市地域区分単価 11.12		
				1割	2割	3割
訪問型サービスⅠ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1,176単位 /月	1,307円	2,615円	3,923円
訪問型サービスⅡ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	2,349単位 /月	2,612円	5,224円	7,836円
訪問型サービスⅢ	要支援2 事業対象者	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	3,727単位 /月	4,144円	8,288円	12,433円
訪問型サービスⅣ	要支援1・2 事業対象者	1月につき4回まで	287単位 /回	319円	638円	957円

- ※ 週〇回程度とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示しますが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料および利用者負担額は定額となります。月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。

5) 加算

以下の要件を満たす場合、3)、4)の料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位	所定単位数目安 (利用者負担目安)		
			×横浜市地域区分単価 11.12		
			1割	2割	3割
初回加算	新規利用者及び、過去二月に介護の提供を受けていない場合に算定	200 単位	222 円	444 円	667 円
緊急時 訪問介護加算	居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行なった場合	100 単位	111 円	222 円	333 円
処遇改善加算IV	ひと月の基本サービス費に特定事業所加算を加えた総単位数(所定単位数)に加算	総単位数× 145/1000	1割	2割	3割

- ※ 表は自己負担金額の1割、2割、3割での目安を示したものです。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。また、過去2カ月に介護の提供を受けていない場合に加算します。
- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。特定事業所加算、処遇改善加算を算定するにあたり職員に対し研修の実施をしています。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行なった場合に加算します。但、ケアマネージャーが必要と認めた場合に限りです。

6) 保険外の訪問介護(全額自己負担)

介護保険の対象外のサービスをご希望の方は、相談の上、以下の料金体系を目安に別途お見積もりさせていただきます。

	生活支援	障害者自立支援	身体介護	介護保険に伴う院内付添
30分未満	1,286 円	1,645 円	2,777 円	1,543 円
30分以上 60分未満	2,572 円	3,290 円	5,554 円	3,086 円
60分以上 90分未満	3,858 円	4,935 円	8,331 円	4,629 円
以後 30分毎	1,286 円	1,645 円	2,777 円	1,543 円

7) 料金の割増について

予定時間の前倒しや延長をした結果、下記時間帯にサービスを提供した場合、料金の割増は以下の通りとなります。

	時 間 帯	割 増 率
早 朝	午前6時から午前8時まで	所定単位の25%増
夜 間	午後6時から午後10時まで	

8) キャンセル料

当 日	利用者の都合によりサービス提供当日にキャンセルされる場合及び、事前にご連絡がなく、訪問した時点でキャンセルされる場合は、キャンセル料（500円）を申し受けます。なお、利用者の体調の変化等、緊急でやむを得ない場合はいただきません。
前 日	前日までにご連絡いただければ無料とさせていただきます。

利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 ケア・フレンズ横浜 045-865-1707

10. 訪問介護員の禁止行為

- 1) 医療行為
- 2) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除等）
- 6) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 7) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 8) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

11. ご相談窓口・苦情対応窓口

サービス提供責任者は、次の通りです。サービスについてご相談や苦情がある場合には、お申し出ください。また、虐待などを発見した場合もご連絡ください。

(1) 事業者（ケア・フレンズ横浜）

電話番号	045-865-1707
受付時間	営業日の午前 8:30～午後 5:00まで
サービス提供責任者	森田 由佳理

- (2) 前項の他、市区町村等のサービス相談窓口、及び苦情相談窓口にご相談することもできます。

	高齢・障害支援課	電話番号
横浜市	戸塚区 高齢・障害支援課	045-866-8452
	栄区 高齢・障害支援課	045-894-8437
	泉区 高齢・障害支援課	045-800-2436
	瀬谷区 高齢・障害支援課	045-367-5714
	横浜市健康福祉局介護保険課	045-671-4252
	横浜市介護事業指導課	045-671-2356
	はまふくコール	045-263-8084

- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）の相談・苦情受付窓口

国保連合会	神奈川県国民健康保険団体連合会
電話番号	045-329-3447（介護苦情相談課）

1.2. 緊急時の対応について

サービスの提供中に、利用者の病状急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医等に連絡し適切な処置を行います。

1.3. 事故発生時の対応について

事業者は、サービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.4. 秘密保持

- 1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
- 2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

1.5. 虐待防止のための取組み

- 1) 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- 2) サービス提供中に当該事業者従業員または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市区町村に通報します。また、虐待についての窓口を設けておりますのでお問い合わせください。

1.6. 衛生管理

職員は清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うと共に、同法人の感染対策委員会に属し、適切な感染対策を行います。

17. 災害・感染症蔓延時の対応

事業者は、災害、感染症の発生時に、サービス提供を継続的に実施するための「災害発生時・流行感染症発生時における業務継続計画」を策定し訓練を行います。災害、感染症蔓延の状況で、サービス提供が困難になる場合があります。日頃からの利用者の自助対策が必要となります。

18. 職員研修

事業者は、事業の適正運営を行うために、職員研修を計画的に行います。また、職員は、研修に参加し、能力向上に努めます。

19. サービスご利用に際してのお願い

- 1) 訪問介護員等は、年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取扱いはいたしません。
- 2) 訪問介護員等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- 3) 交通事情など、やむを得ない状況により約束の時間を前後することがあります。10分以上遅れる場合はご連絡させていただきます。ご理解下さい。
- 4) 「KCS介護利用料口座振替サービス」による、口座からの引落としでの支払いをお願いしております。
- 5) 感染予防のため、手洗いを励行しております。訪問時に洗面所をお借りすることがございますので、ご協力下さい。
- 6) カメラ等により、職員の写真を撮影する際は個人情報保護法に準じて、事前に職員本人の同意を受けて下さい。また、その写真等は外部に漏洩しない事を遵守して下さい。万が一漏洩があった場合は、必ず申し出ることをお願いします。
- 7) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービスの中止や契約を解約する場合があります。
- 8) 職員が訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- 9) 犬などのペットはケージに入れるか、リードをつなぐなどの配慮をお願いします。
- 10) ご利用者、同居のご家族等が発熱や風邪症状がある場合は、事前に事業者にご連絡下さい。
- 11) お茶やお菓子、お心づけなどは一切不要です。
- 12) 従業者個人の住所、電話番号等の個人情報はお知らせできません。
- 13) 利用者及びそのご家族等は、本契約で定められた以外の業務に従業者に依頼することはできません

20. サービスご利用にあたる禁止事項

- 1) 職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- 3) サービス提供中の職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

21. その他留意事項

- 1) 利用者及びそのご家族等は、本契約で定められた以外の業務に従業者に依頼することはできません。
- 2) 本サービスの実施に関する指示・命令は、全て本事業所が行います。但し、本事業所は本サービスの実施にあたって、利用者及びそのご家族等の事情及び意向に十分配慮するものとします。
- 3) 従業者個人の住所、電話番号等の個人情報はお知らせできません。

訪問介護・第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）

契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書（以下「本契約書等」）に従い、利用者の有する能力を尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス（横浜市訪問介護相当サービス）を提供します。
2. サービス内容の詳細は、別紙（「重要事項説明書」）に記載の通りとなります。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、20____年____月____日から解約までの期間とします。
2. 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して、文書等による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条（個別サービス計画等）

1. 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の訪問介護計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）に沿って、「訪問介護計画」等を作成し、計画的にサービスを提供します。作成した「訪問介護計画」等は、利用者に説明を行い、お渡しいたします。
2. 事業者は、利用者がサービスの内容の変更を希望し、その変更が訪問介護計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」等の変更の対応を行います。
3. 事業者は、利用者が訪問介護計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者（または地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業者）への連絡調整等を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

1. 事業者は、サービス実施に関する記録を作成し、この契約終了後も5年間適正に保存します。
2. 利用者は、いつでも前項の記録の閲覧及びその複写を求める事ができます。事業者は、法人の規定に従って、利用者の実費負担によってその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその延滞）

1. サービスに対する利用者負担金は「重要事項説明書」に記載されている通りです。なお、利用者負担金は、関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用します。
2. 事業者は、利用者が正当な理由なく支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合、督促から1ヶ月以内に支払いがなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をした場合は、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者（または地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業者）と協議し、利

用者の健康、生命の維持ができるように、居宅サービス計画（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要望するものとします。

4. 事業者は、前項に定める協議等の協力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解約することができます。

第6条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対して、いつでも解約を申し出ることができます。その場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間の満了日に契約は解約されます。

第7条（事業者の解約権）

1. 事業者は、利用者またはその家族等の介護者による不信行為（事業者関係者に対する暴力・暴言・嫌がらせ・その他不信行為等）により、利用者またはその家族等の介護者と事業者との信頼関係が破綻され、契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した書面で告知した上で、契約を解約することができます。
2. 契約の解約にあたって、事業者は、居宅サービス計画書（または横浜市訪問介護相当サービス・支援計画）を作成した居宅介護支援事業者（または地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業者）にその旨を連絡いたします。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第5条の規定により事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき。
2. 第6条の規定により利用者から契約の解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
3. 第7条の規定により事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき。
4. 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - (1) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
 - (2) 利用者が要介護認定を受けられなかったとき。
 - (3) 利用者が死亡された場合。

第9条（損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供にあたって事業者の責めに期すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意や過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者等の故意または過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は免除または減免されます。

第10条（秘密保持）

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（虐待防止）

1. 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
2. サービス提供中に当該事業者従業員または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市区町村に通報します。また、虐待についての窓口を設けておりますのでお問い合わせください。

第12条（苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には事業者、介護支援専門員（または地域包括支援センター、区役所）、市町村（はまふくコール含む）または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第13条（社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化（感染症のパンデミック等）、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、利用者にサービスの提供が困難になった場合は、日程、時間の変更・調整をさせて頂くことがあります。
2. 災害や緊急事態が発生し、電話連絡が困難になった際に、利用者の安否確認や状況説明のため、メールアドレスをお持ちの方は登録をお願いしております。

第14条（管轄裁判所）

この契約に対して、やむを得ずに係争となる場合は、利用者及び事業者は、事業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

第15条（代理人）

1. 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、代理人をもって本契約の締結を行うことができます。
2. 代理人は、利用者の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代行して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとします。なお、代理人は本契約書等に定める利用者の事業者に対する義務の履行について保証し、利用者と連帯してこれを履行する義務を負うものとします。

- (1) 本契約の締結手続き
- (2) 利用料金の支払
- (3) その他、お客様のサービス利用にかかわる一切の事項
- (4) 代理人を変更する場合の通知

第16条（契約外条項等）

本契約書等で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

個人情報使用同意書

ケア・フレンズ横浜は、個人情報保護法の主旨を尊重し、医療法人横浜博萌会の定める「個人情報保護方針」に則り、利用者の個人情報を厳重に管理してまいります。

1. 使用する目的および範囲

- 1) ケア・フレンズ横浜は、訪問介護・横浜市訪問介護相当サービスの申し込み、サービスの提供を通じて知りえた個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、訪問介護記録・台帳の作成等といった訪問介護の提供のために必要に応じて利用いたします。
- 2) 利用者の皆様の個人情報は、訪問介護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。
 - (1) 円滑にサービス提供するために病院、診療所、薬局およびその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
 - (2) 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - (3) 保険者への相談、届け出、および照会への回答
 - (4) 医療安全、感染防止等のための分析・報告や職員等の教育研究
 - (5) 学会・医学誌等への発表
特定の利用者・関係者の症例や事例などの学会、研究会、学会誌等での報告は氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。
 - (6) 学生等実習、研修協力のための情報提供
 - (7) 行政機関等外部監査機関への情報提供

2. 使用する期間

訪問介護および横浜市訪問介護相当サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる。

3. 管理と窓口

- 1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- 2) 個人情報を使用した会議、参加者、内容等の経過を記録しておく
- 3) 使用する事業者の範囲、使用する期間については、利用者から希望がある場合は変更に応じ訂正すること

サービス契約にあたり、訪問介護契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書について説明しました。

20 年 月 日

(事業者) 横浜市戸塚区汲沢町60-9

医療法人 横浜博萌会
ケア・フレンズ横浜

管 理 者 藤井 恵子 ⑩

説 明 者 森田 由佳理 ⑩

上記のとおり、契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書について説明を受けました。その上で、訪問介護サービスの契約を締結します。

20 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

生年月日 _____

(代理人)

私は、本人に代わり上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

続 柄 _____

E-mail _____

以上の通り契約したので、本書2通を作成し、各1通ずつ保有することとします。

